

## 地域密着型サービス事業等の指定申請・更新申請手数料について(平成31年1月一部改正)

泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町においては、平成29年4月1日から指定地域密着型サービス事業等の新規指定申請および指定の更新申請について、手数料が必要となっておりますが、平成31年1月1日から一部改正されましたのでお知らせいたします。

### 【対象となる介護サービスおよび金額について】

サービス(事業)種別	手数料	
	新規指定申請	更新申請
●地域密着型サービス	1つのサービス(事業)につき	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・地域密着型通所介護【利用定員(同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限)が18人以下の通所介護】</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・地域密着型特定施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>	30,000円	10,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の ・地域密着型通所介護 のうち共生型地域密着型サービス事業者の特例を受けるもの</li> </ul>	10,000円	10,000円
●地域密着型介護予防サービス		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	30,000円	10,000円
●地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを、同時に申請する場合	居宅サービスと予防サービスを併せて1件とし、1件ごとに	
(注)地域密着型サービスと、当該地域密着型サービスに対応する介護予防サービスを同一の事業所において一体的に運営するものとして申請される場合に限ります。(下記【算定の例】参照)	35,000円	10,000円
●介護予防支援	30,000円	10,000円

## 【算定の例】

- 例1 認知症対応型通所介護 のみ新規申請 → 30,000円
- 例2 認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護 を同時に新規申請  
→ 35,000円
- 例3 認知症対応型通所介護&認知症対応型共同生活介護 を同時に新規申請  
→ 30,000円 + 30,000円 =60,000円
- 例4 認知症対応型通所介護＋介護予防認知症対応型通所介護  
& 認知症対応型共同生活介護＋介護予防認知症対応型共同生活介護を同時に新規申請  
→ 35,000円 + 35,000円 =70,000円

### 手数料に関する取り扱いについて(介護保険)

平成29年4月1日から導入される手数料(新規指定申請および更新申請)に関する取り扱いにつきまして、下記のとおり確定いたしましたのでご案内します。

### 「手数料」に関する取り扱い

#### 開始時期について

平成29年4月1日以降に申請を受け付ける「新規指定申請」、「更新申請」から手数料が必要となります。具体的には下記のとおりとなります。

#### ・・・ 新規指定申請 ・・・

「平成29年5月1日指定(事業開始)」の申請から対象となります。ただし、平成29年5月1日指定事業所の申請期間は平成29年3月23日から平成29年4月10日までとなっています。平成29年3月31日までに申請受け付けが完了した場合、手数料の納付は「不要」です。申請受付が平成29年4月1日以降になった場合は、手数料の納付が「必要」となります。

※「共生型地域密着型サービス事業者の特例を受けるもの」の手数料については、平成31年1月1日以降に申請を受け付ける「新規指定申請」から適用されます。

#### ・・・ 更新申請 ・・・

「平成29年5月末に指定の有効期間が満了となる事業所」(「平成23年6月1日」に指定を受けた事業所)から対象となります。当該事業所の更新申請期間は平成29年4月1日以降となりますので、この申請受付期間より前に申請を受け付けることはできず、手数料が必要となります。